

【夏合宿 第2問】

Xは、公園でAが酩酊状態にあるのを見つけ、日頃の恨みを込めて腹部を数回殴る蹴るなどの暴行を加えた。Aが「もうやめてくれ」と口にしたのでXは満足し立ち去ろうとしたところ、通りすがりのYが、喧嘩の強いAが倒れているのを見て、「俺にもやらせてくれ」と言ってこれに加わったため、それ以降はXとYが共同して暴行を続けた。Yが加わった後の暴行は激しさを増し、落ちていた角材や金属バットでAを殴る等の暴行が行われた。

Xによる初めの暴行によって、Aはあばらを骨折した。また、全身打撲、擦り傷、鼻骨骨折も認められたが、これらがいつの暴行によって生じたものなのかは判明しなかった。

X及びYの罪責を論ぜよ。

参考判例：最高裁平成24年11月6日第二小法廷判決